清算参加者等に対する検査に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、業務方法書第２１条の規定に基づく検査に関し、必要な事項を定める。

（検査員）

第２条　検査は、当社の職員のうちから当社が任命した者（以下「検査員」という。）が行う。ただし、当社が必要と認めるときは、補助員を使用するものとする。

（資料の請求等）

第３条　検査員は、清算参加者等の役員又は従業員に対し、必要があると認める帳簿、書類その他の物件の提示若しくは閲覧、資料の提出又は事実の説明及び当該説明の内容を記載した文書の作成を求めることができる。

（検査員の義務）

第４条　検査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　検査は、すべて事実に基づいて行わなければならない。

（２）　事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正でなければならない。

（３）　職務上知り得た秘密を、正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

（清算参加者等の義務）

第５条　清算参加者等の役員及び従業員は、検査員から第３条に規定する要求があった場合には、正当な理由なくこれを拒否することができない。

（検査の実施方法及び時期）

第６条　検査は、清算参加者等の本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所（以下「店舗」という。）に臨んで行う。ただし、当社が必要があると認めるときは、当該清算参加者等が当社に提出する書類により行うものとする。

２　当社は、必要があると認めるときはいつでも清算参加者等に対して前項の検査を行うものとする。

（検査の通知）

第７条　当社は、清算参加者等の店舗に臨んで検査を行う場合は、当該清算参加者等に対して、検査の開始日及び方法、検査員の氏名その他必要な事項を通知する。ただし、当社がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

（検査員証明書の提示）

第８条　検査員は、検査業務開始に当たり、清算参加者等に検査員証明書を提示する。

（事実の認定）

第９条　第４条第２号に規定する事実の認定については、次の各号に定めるところによる。

（１）　当社は、検査員が事実の認定を行うに当たって、当該検査員と清算参加者等との間で当該事実の認定に関する認識について相違がある場合は、当該清算参加者等から、書面をもって、意見の申立てを受理する。

（２）　当社は、前号の意見の申立てを受理した場合、当該事実関係を公正に審理するものとする。

（３）　当社は、前号の審理を行う場合、清算参加者等及び検査員に対して、必要に応じて、事実を認定するために参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は審尋する。

（４）　当社は、第２号の審理の結果を決定した場合には、遅滞なく、その旨を当該清算参加者等に通知する。

（検査結果の通知）

第１０条　当社は、検査を終えた場合は、当該検査の結果を当該清算参加者等に通知する。

付　　則

この規則は、平成２０年６月１６日から施行する。

付　　則

１　この改正規定は、令和３年１月１８日から施行する。

２　前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和３年１月１８日以後の当社が定める日から施行する。